

多賀町本人通知制度事前登録申込書

多賀町長 様

多賀町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

年 月 日

申 込 人	区 分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 未成年の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> その他の代理人		
	フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和・平成・西暦
	氏 名			年 月 日
	住 所	〒 ー ー		
連絡先電話番号	ー ー [<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他]			
事前登録を希望する人	<input type="checkbox"/> 申込者本人			
	フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和・平成・西暦
	氏 名			年 月 日
	住 所	〒 ー ー		
連絡先電話番号	ー ー [<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他]			
通知対象住所	<input type="checkbox"/> 現在住民登録をしている住所			
	<input type="checkbox"/> 町外に転出する前に住民登録をしていた住所			
	多賀町大字	番地		
通知対象戸籍	<input type="checkbox"/> 現在の本籍・筆頭者		筆頭者	
	多賀町大字	番地	()	
	<input type="checkbox"/> 町外に転籍等をする前の本籍・筆頭者		筆頭者	
	多賀町大字	番地	()	
<input type="checkbox"/> 通知先を法定代理人の住所にすることを希望します。				

注1) 各欄に必要な事項を記入し、該当する□欄にレ点を記入してください。

注2) 申し込みの際は、次の書類を提示し、または提出してください。

- (1) 申込人が本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等)
- (2) 法定代理人による申込みの場合は、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- (3) その他の代理人による申込みの場合は、併せてその旨を証明する書類(委任状)

証明書種別	<input type="checkbox"/> 住民票の写し	<input type="checkbox"/> 除票の写し	<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明	<input type="checkbox"/> 戸籍附票の写し
	<input type="checkbox"/> 戸籍除附票の写し	<input type="checkbox"/> 戸籍謄・抄本	<input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄等	<input type="checkbox"/> 除籍謄・抄本
登録日	年 月 日		※登録日は申込日の翌日	

※事務処理欄

受 付	本人確認書類	代理権確認	名簿	住基	戸籍	備考
	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()				

多賀町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

■本人通知制度とは

この制度は、住民票の写しや戸籍謄抄本などを本人の代理人やそれ以外の第三者に交付した場合に、事前に登録している人に対して、証明書を交付した事実をお知らせする制度です。

第三者等に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者またはその法定代理人に『住民票の写し等交付通知書』を郵便で送付します。

■事前登録の対象者

①多賀町の住民基本台帳に登録のある人(除かれた人を含む)

②多賀町の戸籍に記載されている人(除かれた人を含む)

※死亡した人、失踪宣告を受けた人、国外へ転出した人は登録できません。

■事前登録の申込

多賀町役場税務住民課・川相出張所で申込書を提出してください。

疾病、その他やむを得ない理由により、自ら手続きをすることができない場合は、代理人による申込みを行うことができます。

次のいずれかに該当する場合は、郵便または信書便により申込みをすることができます。

①疾病、その他やむを得ない理由により、自ら手続きをすることができない場合

②他の市区町村に居住している場合

■本人通知の対象となる証明書

①住民票の写し(除票を含む)

②住民票記載事項証明書

③戸籍の附票の写し(除附票を含む)

④戸籍の謄本・抄本(除籍、原戸籍を含む)

■通知内容

①交付年月日

②交付した証明書の種別

③交付通数

④交付請求者の種別(本人の代理人または第三者の別)

■通知の対象とならないもの

①住民票関係では、同一世帯の人からの請求

②戸籍関係では、同一戸籍に記載されている人、またはその配偶者、直系尊属もしくは直系卑属からの請求

③国または地方公共団体からの公用請求

④住民基本台帳法や戸籍法で定める裁判手続きや紛争処理手続きのための請求

■登録事項の変更・廃止

登録期間中に住所、氏名など登録内容に変更が生じた場合や、登録を廃止したい場合は、必ず事前登録内容変更・廃止の届出を行ってください。

■申込窓口および問い合わせ先

〒522—0341

滋賀県犬上郡多賀町大字多賀324番地

多賀町役場 税務住民課 住民係

NTT 0749—48—8114

FAX 0749—48—0594

E-mail jyumin@town.taga.lg.jp

〒522—0324

滋賀県犬上郡多賀町大字川相437番地

多賀町役場 川相出張所

NTT 0749—49—0001

FAX 0749—49—0001